選択と自律をめぐる一考察

---選好とケイパビリティアプローチ---

中山尚子

Summary

近代経済学の前提する「自律した主体」に基づく人間像は、実際の人々とかけ離れており、 第二波以降のフェミニズムは、その問題性を指摘してきた。フェミニスト経済学はそのような 問題意識から生まれたが、では「選好」や「効用」概念に依存することなくひとの「選択」を 尊重することはいかにして可能か。

本稿ではそのような問題意識から、フェミニスト経済学者の S. チャルシーラによる批判を検討し、ケイパビリティアプローチとの関係について考察を試みた。彼女の指摘は重要であるが疑問も生じる。「普遍的人性」観とは切り離せない M. ヌスバウムに関しては、批判を免れえない点もあるが、ケイパビリティアプローチに A. センのいう位置的客観性の視点が読み込めるとすれば、個人の選択を尊重する余地は検討可能である。また、(適応的)選好概念に関してのヌスバウムとセンの立場の相違をチャルシーラはあまり区別していない。さらに「ジレンマ」を乗り越えるための、センの「アイデンティティ論」を有効な視角の一つとして紹介する。

Keywords: 自律, (適応的) 選好, フェミニスト経済学, ケイパビリティアプローチ, アイデンティティ論

はじめに

個人の選択を尊重する、といった場合に、果たしてどこまでの選択が尊重できるのか、あるいはすべきなのか。そのようなことについて考える際、あらかじめその個人は、自律した主体として、自らの意思をもち判断することが可能である、と想定することが一般的だと思われてきた。そうでなければ、正しい「選択」とみなされず、何かしらの強制や脅迫、あるいは知識や情報の欠如といった、自律性を阻害する要因があるとみなされ、それを形式的に尊重することは却って公正さに欠けるものとして、疑念を持たれることもありうる。

ところが、そのような「自律した主体」への批判的なまなざしは、ポストモダン思想の展開 以降顕著なものとなり、その視点はフェミニズム研究における問題意識にも受け継がれている。 「主体化」のプロセスによって排除を余儀なくされる女性やマイノリティの存在は、これまで想 定されてきたような「自律した主体」は存在しないことを示している、とされた。だが、かといっ て「自律」にせよ「主体」にせよ、それら概念を手放してしまったところで問題は解決しない ように思われる」。。自らが選択し、決定することを完全に放棄して、あるいはその価値を無意味 なものとして葬り去った上で、ひとは生きていくことはできないはずである。それならば、ひとが生きるために為す選択や決定に関して、いかにしてその価値を尊重し、自由を保障することができるだろうか。この問題に、社会学や政治学におけるフェミニズム研究からやや遅れて取り組むことになったのが、フェミニスト経済学といえる。近代経済学、とりわけ新古典派と呼ばれる主流派論者において、市場における行為者は「自律した主体」であることが前提とされてきた。その前提が生み出す問題点を、フェミニスト経済学は経済学全体の抱える問題として位置づけ、向き合うべき課題としている。

本稿においてはまず、「自律した主体」の想定と深く結びついた諸概念、とりわけ「選好」や「効用」概念を基にした近代経済学への批判から議論を展開し、それを乗り越える視点を目指すフェミニスト経済学の立場を簡単に紹介する。次に、「選好」の問題点を同様に指摘しつつも、ケイパビリティ(潜在能力)アプローチにおいてそれを回避可能と捉える A. センと M. ヌスバウムの議論に触れ、特にフェミニズムの課題と「適応的選好」に関するヌスバウムの批判的議論をとりあげる。その上で、ジレンマに陥る「適応的選好」と女性の選択の問題について異なる視点をもたらしうるセンのアイデンティティ論を検討し、ヌスバウムの射程では捉えきれない側面から、人々の選択を尊重する道筋について考察することを試みたい。

1. 「自律」と「主体」

ここでまず、「自律した主体」の概念とは何かを簡単に整理したうえで、なぜそれが批判の対象とされるようになったのか、みておきたい。

1-1 「自律」した主体への懐疑

「自律(性)autonomy」(あるいは「自己指向 self-direction」)の観念は、概ね次のような定義から出発する。すなわち、「個人の思想や行為は、自らの決定によるのであり、かれの統制のおよばない機関や原因によって決定されるのではない。個人が(社会的に)自律的であるのは、自分が直面する圧力や規範を意識的、批判的に評価し、また自立的、理性的に熟慮した結果として自己の意向を固め、具体的な決定に達する程度による2)」。これは、トマス・アクィナスおよびルターによって、集合的信仰心とは異なる自律的な人間の信仰心として、宗教的領域において強調された。社会的領域、とりわけ政治的領域においては、スピノザによる「能動的な思惟力の行使」、そしてカントにおける「道徳的な普遍的原理と結合」した、道徳性(=意志の自律性とその結果)との結びつきにおいて捉えられ、啓蒙主義の枢要な価値を形成するものでもあった。これらはいずれも人間の「理性」を前提とした個人の「選択の自由」という観念を支えており、ひいては近代のリベラリズムにおける「自由で平等で自立した個人」の想定を基底していると考えられる。

また、「自律」は選択という行為との関連で捉えると「自己決定 self-determination」の能力ともいいかえられる。選択の能力としての「自律」「自己決定」には、「自分がやりたいこと(=私の意志)を自ら実行する能力」、および「自分がやりたいことを自分で決める能力」という、二つの異なる次元があると考えられる3)。前者については、身体能力や制度的保障の問題となり

比較的定義しやすいが、後者に関しては単純ではない。「私」の「自由意志」を措定することは、同時に完全なる「自由」な意志の仮定ではなく、何かしら目的や基準をもって判断をしていると想定される。そのような基準として「価値(観)value」や「選好 preference」が考えられるが、その起源が何であり、いかにして形成されたか、という点を考慮しはじめると、より複雑な「人格」の形成とそれを調整する「超自我」といった観念が必要となってくる。

しかしながらそのような観念は、例えばカントのいう"真の自由意志"という想定をかえって難しくすることになる。より現実的には、啓蒙主義や自由主義に価値をおきながら女性の解放を目指した、第一波フェミニズムの行き詰まりとしても顕在化することとなった。(自由意志を持つ個人として)女性の「自律」を尊重することが、平等の理想と相反する現実に直面したフェミニズムは、そのような想定から離れざるを得なくなった。ポスト・コロニアルな思想の影響も受けた第二波フェミニズムは、西欧中心の自立的な人間観と主体像に批判の目を向け、「主体化」のプロセスによって疎外され、排除される女性や社会的マイノリティの問題を分析し、追及することとなる。その流れは、リベラルな思想およびそれを基底する「自律した主体」への懐疑へと繋がっていく。

1-2 フェミニスト経済学の生成

ポスト・コロニアリズムの思想とそれに影響を受けた第二波フェミニズムは、様々な既存の 学問分野にも影響を与え、それはやや遅れてではあったが経済学にもおよんだ。その流れで90 年代に始まったのがフェミニスト経済学といえよう。フェミニスト経済学者である久場嬉子に よれば、「ジェンダー視点にたって経済学の既存のパラダイムの見直しをすすめる新しい批判的 アプローチ」として、フェミニスト経済学は位置づけられる。経済学の伝統的な枠組みやその 基礎概念や理論自体、そもそもジェンダー・ニュートラルではなくジェンダー・バイアスをと もなっているのではないかという問題意識の深まりがこの流れを生むことになった。その批判 の矛先は、新古典派やマルクス経済学といった、いわゆる主流派の経済学に向けられている。

その試みは、主に以下の二つの立場として表明される。一つは、新古典派経済学に新しくジェンダー視点を持ち込むことで、主流派モデルを改善し、かつその精緻化をはかるというものである。もう一つは、新古典派の枠組みの「改善」「修正」にとどまらず、それ以上をもとめる「経済学批判」の試みである。後者においては特に、新古典派が基礎におく「経済的行動主体」モデルとそれを支える「方法論的個人主義」という経済学方法論の見直しが課題となる。「経済的行動主体」モデルとは、「合理的経済人」仮説と「方法論的個人主義」に基づく存在モデルである。「合理的経済人」とは、「分離独立した自己 separativeself」として、自由で合理的に行動する経済人たる「自立した個人」、つまり個人の主観的価値基準の独立性が前提とされるモデルである。そのような「自立した個人」ありきの「ホモ・エコノミクス(経済人としての個人)」の個人主義的な行動は、歴史を貫いて存在する「人間の本性 human nature」により説明される(方法論的個人主義)4)。自己充足的で、市場においてのみ相互に関係を形成する「自立した個人」は、最小限度の支出の増加で最大限度の「効用」の増加分を獲得するべく合理的に行動する「効用最大化行動」をとる主体であり、それによって市場における資源の効率的配分と使用が実現される、と仮定される。

このような仮説に対し、フェミニスト経済学は根本的な異論を呈することとなった。フェミ ニスト経済学の理論家のひとり、I. ネルソンは以下のようにその問題点を指摘する。すなわち、 「合理的な経済人」モデルとは、ホッブズが描いたような完全に成熟し、十分に成長した、他 人の助けを何ら必要としない自立的な存在であって、しかも、突如そのような、誰にも依存し ない存在として出現する。つまりは、扶養されたり、養育されたり、他者のケアを必要とする ような子ども時代、もしくは老年時代も存在せず、初めから十分に成長し、完全な形で現れ、 自己充足的な存在として位置づけられている。そのような自分自身以外の誰にも責任をもたな い存在は、社会において相互関係を形成するのは市場しかない。しかし、子ども時代や老年時 代のない人間など現実には存在せず、人間は養育あるいは世話を必要とする存在であり、その あるがままの姿を捉えれば、家族や共同集団という日々の生活、つまり再生産を担う場所が無 視できないはずである。そのような排除された領域が「自然的」なことがらであり、「女性の 仕事」として考えられたことで、非市場領域としての家族や共同集団が「ブラックボックス」 化することにつながった。このようにして「生産」と「再生産」、あるいは「利己心」と「利 他心」といった二項対立図式が暗黙の了解,前提とされてきてしまったことが,「合理的経済人」 仮説と「方法論的個人主義」に基づく「経済的行動主体」モデルの問題点として批判されてい る⁵⁾。

この批判は、そのまま「自律的主体」概念への批判につながっている。主流派経済学の文脈における自律の概念は、合理的経済人のあり方を示しており、「自立した個人」としてのみ活動する「エコノミック"マン"(経済"男")」の世界にほかならない。そこでは、経済的に自立した存在たる「合理的経済人」から排除されたものが忘れ去られている。他の誰かに依存して生きる子供や病者といった存在、そして生産や市場を担う存在と見なされていない女性達、社会的に排除されたマイノリティ等々である。これらの存在を考慮にいれるには、「自律的主体」の概念はもはや役に立たないものであり、経済学におけるそのような想定は考え直す必要がある、というのがフェミニスト経済学の主張といえよう。

一方このような批判と似たような視点は、A. センの『合理的な愚か者』においても提示されており、フェミニスト経済学はセンの議論に少なからず関心を寄せている⁶⁾。センも指摘するように、「合理的経済人」仮定は経済学モデルにおいて一貫して維持され、経済理論の本質はこの基本的な仮定によって大きな影響をうけてきた。センによれば、「合理的な選択」を仮定するアプローチは、個人の「選好」とじっさいの「選択」を等置しており、そのことは「多くを仮定しすぎているし、またあまりにも少ししか仮定していない⁷⁾」という。選択はいろいろな考量の妥協、にも拘らず厚生の反映であるとする点で、それは「多くを仮定」しすぎており、また、厚生を扱う際に、選択行動以外の情報源がないという点で、「あまりにも少しのことしか仮定していない」というのである。センはそこで、これまでの経済人モデルとは異なる定式化を試みる。すなわち、「利他主義」とされていたものを「共感 sympathy」「コミットメント commitment」の概念に区別することである。「共感」とは、他者への関心に基づく行動が直接自身の厚生に影響を及ぼす場合であり、「コミットメント」は、「その人の手の届く他の選択肢よりも低いレベルの個人的厚生をもたらすことを本人自身が理解」している場合を指す。これらは、「合理的経済人」モデルにおいて想定されてきたような、単一の選好順序をもち、自立的判断が実際の選

択に反映され、選択行動において矛盾がない、といった存在モデルではない。そのような存在 は矛盾を顕示しないという意味で「合理的」であったとしても、選好、選択、利益、厚生といった異なる諸概念を区別しておらず、その意味で"愚か"な、「合理的な愚か者」にほかならない、とセンは主張する。その意味で反・選好的な内容を含む定義となり、これまでの(特に新古典派的な)経済人モデルとは異質な定式化を要求するものとなる。

2. 「自律的選好」と「適応的選好」の隘路

以上のような、センによる経済学批判とも通じる問題意識を共有するフェミニスト経済学は、具体的にいかなる批判の視点をもたらしうるのか。次節では特に、選好概念によりジレンマを引き起こすとされる、「自律した主体」の問題をとりあげながら、フェミニスト経済学の問題意識とセンによって提唱されたケイパビリティアプローチの関係について言及する。ケイパビリティアプローチにおいては、人々の自律を損なわない形で個々人の「福祉(well-being)」の問題を扱える、とされている。また、センの理論をもとに独自のケイパビリティアプローチを発展させ、特にジェンダー不平等の問題に対処しようとするマーサ・ヌスバウムにおいては、ケイパビリティの概念は「適応的選好」の問題にうまく対処できる、との主張がなされている®。一方、「(西洋中心思想としての) 自文化中心主義」と「(文化) 相対主義」の対立構図の問題として選好と自律の問題を取り上げるフェミニスト経済学の理論家、S. チャルシーラ®は、ケイパビリティアプローチの不十分さを指摘する。主流派経済学への批判的意見を展開する彼女の立場によれば、ケイパビリティアプローチも主流派経済学の抱える問題を乗り越えてはいないとされている。チャルシーラの批判はいかなる論理によるもので、その批判が的を射たものであるのか、以下において検討し、続いてヌスバウムの議論を再検討したい。

2-1 フェミニスト経済学における「選好」批判――チャルシーラによる批判を例に

マルクス主義フェミニズムの立場に立つチャルシーラは、その論文「女性の選択と自文化中心主義/相対主義のジレンマ」において、フェミニスト経済学の視角から、選択と行為に対する評価をめぐる、選好と制約に関するジレンマの問題についてとりあげている。彼女によれば、フェミニストが第三世界の女性達の選択を評価する際に、新古典派経済学の定義に基づけば、どの意思決定が「選択の欠如あるいはジェンダー抑圧」の反映であり、「表出的選択 100」を反映するのか、決定しなければならないことになる。なぜなら、新古典派の枠組みにおいては、選択は制約を前提とし、行為者の意思決定の諸側面を〈効用(欲望の領域)〉と〈制約〉とに厳密にわけることを要請されるからである。それにより、個人の自律性および、制約をもたらす外的状況との交差として記述されるのが「効用最大化」と理解されている。

しかし、フェミニストの視点からすれば、このような前提において仮定されるものは、女性の行為体を損なうような「虚偽意識」ということになる。例えば、女性たちの教育程度が男性に比べて低いという結果が観測される場合に、新古典派の前提から分析すると、二つの単純な説明がなされることになる。すなわち、女性の教育へのアクセスを制限するようなジェンダー制約が存在するか、でなければ女性達が自ら低い教育を選んでいる、ということになる。前者

に関しては、社会に存在するジェンダー制約を取り除くことで解決策を導きだすことが可能であるが、問題は後者の場合である。新古典派の枠組みでは、制約と切り離された欲望の部分において、女性達の選択は「選好の反映」とみなされる。すると、女性の行為体を損なうような「虚偽意識」、つまり誤った社会化によるのであれば、それらを取り除く働きかけが必要となる。一方で、そのような「選好」が単なる表出的選択の反映とみなされた場合、いかなる政策も必要と判断されず、結果的に女性達の教育程度の低さは放置されることとなる。このような評価は、チャルシーラによれば、道理に基づいた判断と適切な規準を用いて選好を位階的序列に配置することができるような「本質的に自律的で自由な人間の基底にある普遍的本質」を前提する、人間の行為体の本性をめぐる概念に基づいている。

だが、ある特定の行為につき、行為者の行為のいかなる構成要素が欲望を反映し、いかなる構成要素が制約を反映しているのか、判断可能な本質的メカニズムは存在しない、と彼女は主張する。さらに、フェミニストの理論においては、「虚偽意識」および「表出的選択」のいずれにせよ、ジェンダー役割は社会化されており、女性達は、自らに不利となる選択を「自ら求めるよう」訓練されている、とも論じられる。そこでの社会化は、個人は「本質的に自律した自由な存在」ではないとの仮定に依っているため、新古典派理論にとっては扱い難い領域と化すことになる。

私たちは通常、これこれの選択は誤った欲望や内面化された抑圧、社会化を反映しているに違いないと告げるある種の「常識」に照らすことによって、この作業を行っている。この常識は、普遍的人性という想定にもとづいて、そのような社会化された抑圧から自由な人間であればいかなる種類の欲望を持つ筈であるかについての、ある共有された観念に拠っているが、この観念は文化的知識の影響を免れることはできない¹¹⁾。

人々の選択について評価する際に、理性的あるいは正しい「選好」を介して識別されるべき「適切な欲望」を想定しながら、チャルシーラのいう「非 - 自文化中心主義的」な効用関数を見つけ出すのは困難であり、理論的に不可能である、と彼女は論じている。新古典派経済学者たちが選好に関する問題をあいまいにし、議論の焦点を制約に絞ろうとしてきたことに関して、チャルシーラは、いくつかの問題(食料の安全保障など)を扱うには効果的であるが、女性の意思決定の分析においては適切でない、としてその限界を指摘している。それでは、いかなる場合にそのような限界が生じることになるのか、次節にてとりあげることとする。

2-2 「自律的選好 | 対「適応的選好 | ?

選択にかかわる制約の問題として分析することの難しさを、チャルシーラは、第三世界の女性の慣習として、その他の社会において様々な形で問題となることの多い、ベール着用という意思決定に関し論じている。

新古典派の論理からすると、まずベール着用の行為が、行為者が有する選択肢集合を制限する制約に分類されるべきか、あるいは選好に由来する選択として効用関数に分類されるべきかを判断する必要がある。それぞれの場合を以下にみておく。

1) ベール着用を選択に対する制約とみなす場合

この場合、単純にベール着用を女性の選択肢に対する制約の一つと仮定していることになるが、この特種な服装規範のみ制約として取り上げることについて、チャルシーラはそもそもの疑問を呈する。すなわち、スカートやストッキングは取り上げずに、ベールだけが制約とみなされるような固有の側面としての根拠が存在しない。ベールのみ取り上げられる理由として、女性が公的領域に入ることを妨げるよう機能している、との議論もあるが、それに対して彼女は、多くの場所では女性が職場に入ることを可能にするためにベールが採用されていること等をとりあげ、そのような理由は正当化されないとして斥けている 120。

また、強制によるのか(制約)自ら望んでいるのか(効用)、深く考えることなく、単なる社会的アイデンティティの一部として着用している女性達が最も一般的に見受けられる上に、インドやフランスのムスリムの女性達のように、着用に対する様々な制裁があるにも関わらずベールを着用する多くの女性達が存在することをあげ、このような場合に社会的制約であると位置づけることの困難さについて指摘されている。

- 2) ベール着用を選好にもとづく選択とみなす場合この場合は、さらに次の二通りに区別される。
- ・虚偽意識と内面化された抑圧の反映

これは「誤ったタイプの選好表」をそのような女性が持つとみなすことになる。しかしこの 想定は、制裁があるにも関わらず自身のアイデンティティ擁護のために着用を選択する女性に あてはまらないし、そもそも深く考えずに着用している女性においても、彼女にとって何が「正 しい選好表」となるのかが説明できない。

· 表出的選択

制約や誤った社会化ではなく「単にそうしたいから」ベールを身に着けている。という場合であるが、そうするとベール着用の何が問題となるか問うことは不可能になる。ひいては、ジェンダーの差異を促進し、結果における不平等を生み出すような慣習についても、それの何が問題であるかを問うことができなくなる。

このように、「(新古典派理論では) その根底にある本質的な普遍的人間存在の表出とされる 欲望について触れたり問うたりすることは、この理論の根底に暗におかれている個人の自律という観念を揺るがしかねないがゆえに、禁じられている」ことにより、「自発的な参加や個人の 欲望の良し悪しについて判断できるような非 - 自文化中心主義的な基盤は存在しないのだから、ある文化の参加者によって欲望されたり受容されているあらゆる文化的慣習や社会規範は、今 や批判を免れる 133 」こととなる。「何が真の選択か」を知らしめるような普遍的な視点の想定は、フェミニズムにおける女性の行為体と自律の解釈においても、暗に措定されているが、このような形で選択に関する理論的枠組みに潜在する自文化中心主義的概念なくしては、多様な文化的慣行、とりわけ女性達の生を貶めているようなそれに対して裁定を下すことができない。このようにして相対主義に陥ってしまう問題点をチャルシーラは指摘する。

これと同様の理由において、彼女はヌスバウムとセンのアプローチを批判している。チャルシーラによれば、ヌスバウムとセンの(ケイパビリティにもとづく)プロジェクトの普遍主義的な枠組みにおいては、新古典派の立場を採らずとも、啓蒙主義的自我にもとづく選択という

観念が措定されており、それは自文化中心主義を失くすと拠り所を失うことになる。それにより、女性のケイパビリティを弱めるような慣習に対して論駁することができなくなることを恐れている。と述べている ¹⁴⁾。この解釈と批判は、的を射たものといえるのであろうか。とりわけ、女性の選好をめぐる問題を新古典派批判の文脈において扱う、ヌスバウムの議論について検討しておきたい ¹⁵⁾。

2-3 ヌスバウムの「適応的選好」批判 16)

ヌスバウムのケイパビリティアプローチは、センが提案したそれを独自の観点から進展させ たものである。最大の特徴は、具体的にかつ普遍的内容を備えた「中心的ケイパビリティのリ ストーを提示することであるが、これはアリストテレスの「真に人間的な機能」という直観的 発想に基づくもので、普遍主義的な立場から「人の尊厳にとって価値ある機能」を捉えること により、彼女はこのリストを基本的人権の政治的な基礎として位置づけようとする。現実の機 能(何ができるか)ではなく、ケイパビリティ(いかなる状態になりうるか)のレベルにおい て提示されるそれは、直接的に善や正義の概念と結びつくことで「その項目を必要とするとい う曖昧さのないはっきりとした立場にたち、その他のことに関して人が何を選択しようとも権 能を付与するコア 17)」となる。彼女は、エルスターの提示した「適応的選好(適応型選好)」の 問題に対して、自らの理論がいかに対処しうるかを示そうとする。ここでの適応的選好は「自 分自身がコントロールしたり、意識的に行ったりするものではなく、自分が選択できないよう な因果関係によって生じるもの」との意味合いで理解される概念である。とりわけ問題とする のは、自らの尊厳を奪われた状態にある者が、そのような状態に適応して願望を変化させてし まった場合である。そういった状況下で表明された選好を選択の基礎とすることに対する直観 的な懐疑を、ヌスバウムは重視する。それは、非現実的な願望を持ち続けるということが、人々 が人として持つ権利にかかわるような願望であった場合に、そのことは人々にとっての中心的 善の問題にかかわるということを意味しているからだ。

ヌスバウムは普遍的なよさに訴えかける自らのリストが、そのような問題とどのような関係 にあるかを示す議論を展開する。以下にその議論をみていこう。

まず、彼女自身の選好概念に対する理解をあげておくと、チャルシーラと同様に、顕示選好理論を斥けており、ゲイリー・ベッカーやセンのように、実際の選択の背後に選好が存在する、との理解に分があるとしている。この理解においては、選好は願望のようなものであるとし、(選好の部分集合としての)願望のレベルから、選好に関する議論がなされている。その上で、願望や選好という複雑な心理的実体を扱うためには、人々の批判的で内省的な現実生活の特徴をみる必要があり、人々を尊重するという目的のためには、新古典派(特に厚生主義者)にみられるように、"欲望の塊"のごとき子供扱いするのではなく、人々を"内省する大人"としてみなければならない、と主張する。

その著書『女性と人間開発』においてヌスバウムは、バサンティとジャヤンマという二人のインドの女性の例を取り上げている。そのうち、夫の長年に渡る暴力に耐え続ける結婚生活を送ったバサンティに「歪められた選好」の存在を認め、「私の普遍的なアプローチは、そのような虐待に耐えるという「選好」(もしそう呼ばなければならないなら)は間違っているということ、

選択と自律をめぐる一考察(中山)

そのような「選好」は「身体的な尊厳を守るという選好」と同じような役割を社会において果たすべきではない」と述べている。また、働かない夫に代わってレンガ工場で肉体労働をしながら家事や子育てをすべて引き受ける中で、差別的な賃金構造や世帯内の不平等な所得配分に不満をいわずにいたジャヤンマの感覚を、「矮小化された選好や満足感」であるとして、「それが間違ったことや悪いことであるという考えは彼女(ジャヤンマ)には浮かばなかったし、彼女は別の方法を切望することに時間を浪費することはしなかった」という 18)。

これらの主張に明らかにみられるのは、適応的選好のうちのある種のものは"間違っている" とヌスバウムが理解している、ということである。そして、アンドラプラデシュ州における政 府の自己発見プログラムが、栄養不良と非衛生的状況にあった女性達の認識に変化を及ぼす役 割を果たしたケースを例示しながら、規範的なアプローチの必要性を訴えている。

女性に対して彼女たちにとって良い生活とは何かを語り、何を求めるべきか、何を望むべきかという普遍的基準を持って、慣習によって形作られた領域に踏み込もうとするのはどういう人たちだろうか。それはただ、何が正しく適切であるかについてすでに考えを持っている女性たちの意識を顕在化しているだけではないのか¹⁹。(下線筆者)

ヌスバウムが念頭に置いているのは、選好を規範的に区分する必要性であり、そこにはいわゆる「適切な欲望」とは何かが捉えられる、との想定があるといえよう。彼女は基本的政治原理の定式化において、政治判断の基礎とするべき選好の役割について考えている。その際に社会的選択のような根本的問題の指針として、どこまで選好をもとにし、どこからは選好を離れてケイパビリティといった規範に頼るべきか、その正当化の根拠をさぐる作業において「適応的選好」問題への対処も可能になるとの理解であろう。

このようなヌスバウムの主張をそのまま受け取ると、チャルシーラが指摘するような「「何が真の選択か」を知らしめるような普遍的な視点の想定」がなされているとの批判があてはまるかに一見見受けられる。しかしながら、もう少し彼女の論理を追っていくと、それとは異なる慎重さも垣間見えてくる。例えば「選好の自律性」という原理から、「表明された選好」と「真の選好」を導き出そうとするハーサニーの限界を指摘する中で、次のような点を指摘している。すなわち、同じビデオを見るという行為によって、NGOの啓発プログラムにより女性達が自らの可能性や価値について意識を高めていく場合もあれば、一方で、暴力的なポルノビデオの氾濫によって性的意識や態度が植えつけられていくようなケースも存在する、といったことを指摘して次のように述べる。

そうなるのは、自尊心や経済的行為者について暗黙の価値理論を私たちは持っていて、ビデオによって作られた選好であっても善であると考えてしまうからである。このような違いをはっきりさせるような純粋に形式的な方法があるかどうかは明らかではない²⁰⁾。

選好の規範的な区分, という観念を想定しながらも, それが容易ではないことについて, ヌス バウムは自覚しているとも思える。加えて、彼女が提示するケイパビリティのリストの用い方 について、次のような説明がなされている。すなわち、そのリストは適応的選好に対して「リスト上の項目(政治的自由、読み書きの能力、平等な政治的権利など)のどれとも関係のない適応してしまった選好は社会的選択では問題にならないのに対し、同じように<u>適応してしまった選好であってもこれらの項目と関連するものは考慮に入れられる</u>20 (下線筆者)。選好を何らかの形で区分することに言及するにも関わらず、適応してしまった選好も考慮する必要がある、というのはいかなる理由からであろうか。

それは、人々を尊重する目的を重視し、願望の果たす役割について彼女が思い至るからでもあるが、筆者はそれ以上に、このリストに読み取れる「位置的(位置相関的)客観性 positional objectivity」に基づく「女性の位置性」の視点 ²²⁾ と重なるように思える。センがその論文において発表したこの「位置的客観性」には、「客観的幻想 objective illusion」概念を含みうることに意義がある。この「客観的幻想」は、位置的に客観的でありながらも実際には誤りであるような信念や主張を指す。人々は様々な形でこのような信念を持ちやすいのも事実であり、それは偏見や誤解に結びつくときもあれば、(たとえそれが正確でなかったとしても)意識の変革を促し、自身や周囲との関係について考える重要な契機となるという利点もある ²³⁾。上記のような、ヌスバウムの慎重な立場表明と、選好の複雑さや多層性への配慮の裏には、一元的に選好を区別することではなく、たとえ適切でないとしてもその選好や願望を認めることで、何らかのよい影響があるとの考えが窺えなくはない。

もちろん、ヌスバウムが最も重視するのは、選好や満足(厚生)といったものに左右されることなく、本質的な価値に訴えかけることであろう。願望を認め、尊重することの意義を、彼女は政治的正当化と安定性の議論とも結びつけて論じている²⁴。最終的にその議論は、ケイパビリティの概念によって実際の選択の自由は確保されるとしながらも、そのリストには、彼女の求める普遍的なよさが盛り込まれることによって、"ある一定の"区分が設けられる必要性、つまり人間の尊厳や平等の価値が守られるべき、との理想につながることとなる。

『女性と人間開発』において彼女は、パキスタンでベールをかぶる生活を選択する女性の例をとりあげている。ここでは、チャルシーラが批判する形での選好をめぐる問題、すなわち「自文化中心主義か相対主義か」といったジレンマに関し、決して意識的であるとはいえない。しかしヌスバウムは、ある政治団体が全てのパキスタン女性に強制的にベールをかぶらせようとした時に、自らはベールをかぶる選択をしながらも強制することには反対をした、ハミダ・カーラの例を引用し、「……パキスタンの体制は、今はベールの着用を許容し、その選択の余地を尊重しており、もしそうではない選択をしようとも対等な市民としての機会を女性に認め」ている、と述べる。そこでは、女性たちの選好そのものをはっきりと区別して論じることを避けており、選択の自由の観点からのみ言及している。ヌスバウムの主張は、このケースに関する限り、選好を扱う上で相対主義とのジレンマに陥っているわけではなく、論理の足場を失ってしまうとはいえない。

ただし、それ以外のケースにおいて、ヌスバウムが「問題のある選好」とそうでないものとを区別していることは先にも述べた通りであり、新古典派や厚生主義への批判の一方で、その基準は明確にされていない。また、「人間の人格はあらゆる段階で文化によって強力に形作られながら、少なくともある程度は文化から独立な構造を持っている25」と考えており、この主張

は何らかの「普遍的な人性」の想定とは切り離せないという意味で、チャルシーラの批判の一部からは免れないであろう。ヌスバウムにとってその思想は「自文化中心」の思想ではなかったとしても、「普遍的な人性」そのものを想定するかどうかで捉えたなら、それなしには成立しないアプローチであることは間違いない。この点は、他の理論家からも批判される論点となっており²⁶、普遍的なよさに明示的に訴えようとする彼女の方法論には必然的につきまとう論争であるといえよう。

3. 選択を尊重するには―――センのアイデンティティ論

上記にみてきたように、ヌスバウムのアプローチにおいては、チャルシーラによる批判から完全には免れえないようである。それでは、同様に批判の対象とされるセンに関してはどうだろうか。経済学者として彼は、新古典派の影響を受けつつも、その理論からは決定的な幾つかの点において袂を分かつ議論を展開しており 277、選好概念を扱う上での問題点についてヌスバウム以上に意識的である。ただ、ケイパビリティの理論化においてヌスバウムとは立場を異にするものの、彼の議論においては自由に関する普遍的な価値ともいえる点が強調されている。センの立場も「自文化中心主義」に陥っており、チャルシーラの批判に妥当性があるといえるのだろうか。センによる選択に関する議論を、「(文化) 相対主義」に関する別の観点からの主張もとりあげながら、検討を加えておきたい。

3-1 選択する「主体」

センのケイパビリティ・アプローチがヌスバウムのそれと異なる点は、具体的なリストを提示しないことに加えて、彼が「福祉 well-being」と「行為主体性 agency」の観点を明確に区別し、この二つの意味においてケイパビリティの自由を評価することにある。「福祉的自由 well-being freedom」とは、自己の福祉(個々人が獲得する自立的な機能)を実現するにあたって、選択の自由を妨げられないのみならず、選択の積極的能力を備えている状態である。一方の「行為主体的自由 agency freedom」とは、個人の主体的意思に基づく多様な目的や価値形成、そのもとにおける自律的な選択が外的に妨げられないこと、とされる。この二つの自由は互いに排他的な内容として捉えられるものではないが、それらの側面を明確に区別することにより、個人は本人自身の福祉だけでなく、本人以外の主体における福祉や、福祉の向上とは結びつかない理想や信念、つまり共感やコミットメントといったものを理由とするような選択に関してもその目的とすることについて、考慮が可能になる。これらを併せ持った存在である「目的や価値における多元的な個人が、多様な目的を設定し追求する個々人の意思と行為が妨げられない」自由において、ケイパビリティは評価される 280。このようにして個人の選択行為を捉えることは、選好概念につきまとう問題について異なる見方を提供しうる。

新古典派的に、一元的な選好概念に基づいて考えることは、「真の選好」は何かという判断に 労力を費やすだけでなく、その評価に纏わる様々な問題が引き起こされるが、上記二つの自由 において捉える場合、「真の選好」にこだわり続ける必要はない。主体的であれ、自らの福祉の 要請であれ、その理由にとらわれず意思と行為は妨げられない、とされるからだ。とはいえ、 悪意や嗜虐性に基づく選好が入り込む余地もあれば、歪められたり矮小化された選好に基づく 意思も存在することになるだろう。だがその際、福祉と行為主体の両面から評価が可能である、 ということは、そのいずれの面においても決定的に自由が侵害されてはならないとの基準も存 在することを示すことになる。行為者自身の内省においても、外部からの評価においても、こ の二つの側面が考慮され衡量されることにより、個人の意思が尊重され、一元的な選好に基づ く判断に留まらずに済む。

チャルシーラが例にあげる、ベールの着用について考えてみよう。1)の制約とみなす判断にせよ、2)の選好に基づく着用として考える場合にせよ、それらは他者から一方的になされる判断である可能性が高い。他者の判断である限り、それに基づいてのみ結論をくだすことは出来ないであろう。それが、虚偽意識や内面化の反映であると判断することも、同様である。そうであれば、いかなる選好であれそれが「自らの意思に基づく着用」であれば、意思の自由が妨げられる理由は第一義的にはない。しかしながらその上で、行為者自身がその選択について内省的に検討することができる。自らの福祉を侵害する(ベールをかぶることによって何らかの不利益を受ける)ことになる選択であった場合、そこまでして着用する自らの意思について彼女は考えうるし、その衡量を社会は尊重しなければならない。また、特に妨害もなく、理由はなくとも着用したいと思う場合に、それを妨害することは彼女の行為主体的自由を侵害することにつながるため、そのような妨害の制度に対しても、反論を可能にすることができる。いずれにせよ、選好自体の区別によってとどまっていた地点から、少なくとも可能性を広げた議論ができるのではないだろうか。

また、この二つの自由に基づく考え方には、先にあげたセンの「位置的客観性」の議論が反映される余地がある。それはやはり、個人の視点が「客観的幻想」を含みうるという点にあるといえるが、ヌスバウムと異なるのは、そのように選好の幅を広げながらも、究極的には普遍的なリストという目標と基準に価値をおくヌスバウムに対して、センがこだわるのはあくまでも、「客観的幻想」を正面から認める態度にある、という点ではなかろうか。その上で彼は、拙速な判断を下すことよりも、個人における内省と、社会的判断や評価を重視する議論に向かい、その意味で自由の価値を尊重していると思われる。

3-2 センのアイデンティティ論

もう一つ検討しておきたいのは、チャルシーラによる「自文化中心主義」と「相対主義」に関する批判についてである。それについて検証するために、ここではセンのアイデンティティ 論と呼ばれる議論について取り上げながら、批判の妥当性について考えてみたい。

まず、彼の理論的基盤が「自文化中心主義」によるものである、との批判であるが、チャルシーラの論考から、彼女の前提とする「自文化中心主義」は、西洋中心主義の発想からくる西洋由来の思想的基盤を指していると思われる。そのことが、「相対主義」を対置させ、それとのジレンマに陥る懸念として示されているようだ。しかしながら筆者には、その構図自体が、「西洋中心主義」的発想の呪縛に囚われていることの証しのようにも思える。例えばセンが例にあげるのは、インドのリベラルな多様性についてである。インドのリベラルな伝統は、宗教の多様性によって古くからの慣習として存在する。それを都合よく無視して、西洋的思想は「外からの」

ものだけで成り立っているとの考え方自体、偏狭なものの見方としかいえない。そのような思想が内生的なものである可能性を排除することは誤りである、と述べている²⁹⁾。

そしてこのような発想がもう一つの「偏狭な」考えとも通じていることについて、センは指摘している。それは、「合理的行動の基準としては、帰属している共同体の中で成立している基準以外のどんなものも拠り所にすることはできない」といった、共同体主義による極端な主張である。このような基盤をもとにした発想が、異文化間での規範に関する比較や判断を不能にし、「大きな世界を互いの規範の影響が及ばないような小さな島々に分割してしまう」傾向がある、としてセンは批判する。彼はまた、イスラム原理主義運動の一部が、強硬な反西洋主義でありながら、またあるがゆえに、西洋にひどく依存している、との分析を次のように述べている。

……宗教上の信念や行為によって幅広い制約が課されても、それぞれのイスラム教徒は 世俗の問題については異なった見解をもち、人生をどう歩むべきか決定することができる。 そして、世界中のイスラム教徒の大多数は、今日においてもまさにそのように行動してい るのである。その一方で、一部のイスラム原理主義運動が特異な領域を築きあげ、西洋を 極端に敵視しながらもそれを中心にすえる社会観と政治思想を生み出した。……西洋の力 を弱めるために自らの生命をささげ、西洋で実際的にも象徴的にも重要な意味を持つ優れ た建造物を破壊させるような行為は、あらゆる優先事項や価値観を凌駕するほどの西洋に 対する執着心を反映している。そのような思考は、被植民地思考があおる先入観の一つな のである 300。

このような発想にとらわれることを、センはアイデンティティに関する一種の暴力的な見方である、として反対する。チャルシーラの批判の構図は、このような見方から抜け出せていないともいえよう。

次に、ケイパビリティの思想が(チャルシーラのいう意味で)「自文化中心主義」的な基盤を持っていたとして、それにより女性達に不平等をおしつける伝統や慣習に対する論駁ができなくなる、という批判を考えてみる。それは「(文化) 相対主義にたいする反論が不可能となる」という意味で使われているが、果たしてそうだろうか。上記に引用したような、極端で偏狭なナショナリズムの主張によくみられるのが、相対主義を盾にした「絶対性」「優位性」の主張である。センによれば、もしそのような考えが当然に正しく、その国において自然なものとして位置づけられるのであれば、わざわざ声高にナショナリズムを主張したり擁護したりする必要はない。そのように叫ぶ必要があるのは、むしろそれらが絶対でも優位でもなく、それ以外の主張や意見を持つ者がその社会にも存在し、一枚岩ではないことの証明であるという。そのように社会の捉え方を変えてみるだけで、相対主義の壁はいかなる反論も受け付けないような"絶対的"な壁ではなくなるのではないか。

センは、こういったアイデンティティに関する偏狭で単眼的な見方の問題性を指摘する中で、 人の選択における「合理的判断」の方法は、アイデンティティとは無関係に備わるということ を指摘している。もちろん、かといって人間は「どこからでもない場所」から合理的判断をす ることはできないし、文化や伝統をはじめ、他者からの影響を受けずに生きていくことはでき

立命館言語文化研究23巻4号

ない。だからといって、ひとはこれまで築いてきた人や社会とのつながりを、いかなるものでも断ち切ることができない、というわけではない。このことは、単純な「自律した主体」の肯定でも否定でもなく、また啓蒙主義的な人間観にとらわれた人性観とも異なっているように見える。サンデルらによる「アイデンティティは発見されるものだ」という共同体主義の主張を斥けた上で、センはこのように述べているが、ひとの選択を考えるうえで、このような見解は重要な何かを示唆していると思われる。

なんのアイデンティティももたない「負荷なき unencumbered」位置からの選択ではなく、 偶々、そこに居ることになった負荷のある位置の中での選択なのである。選択をするため には、どこでもない場所から任意の場所へ飛んで行く必要はないのである 31)。

結びにかえて

センの主張する「偶々そこに居ることになった負荷のある位置」における選択、との理解は、批判者たるチャルシーラによっても「状況付けられた主体 situated subjects」という概念として提示されており、それはセンの議論とも重なり合う部分が多いように思われる。その詳しい検討は別稿に譲るが、いずれも新古典派が前提としてきた、フェミニスト経済学によって批判される「合理的経済人」のような存在の仮定ではなく、それぞれの社会的文脈において生きる人間像に基づくものである。だが、どれだけ周囲からの影響を考慮するにしても、ひとの選択がある基準によってしかなされない、あるいは評価されない、という偏狭な発想に陥るとすれば、それは別の意味において人間像を歪めた理解にしかならないであろう。ヌスバウムによる普遍主義的なリストは、様々な批判を浴びつつも、直観としての「間違った適応に基づく選好」を避けるための軌跡でもある。筆者は全面的に賛同する立場ではないが、相対主義をおそれるあまり、またジレンマを回避しようとするあまり、全ての普遍主義や西洋思想と決別しようとの考えにも疑問を抱かざるを得ない。個人の選択を尊重する、ということは、決して一枚岩ではない個人と社会のかかわりを認識したうえで成立する、との理解が鍵を握るものになるのではないだろうか。

注

- 1) 例えば、D. コーネルや H. アーレントによる、表象や言語を媒介として成立する「自律」や「自由意志」 のあり方について、仲正 (2010) 参照。
- 2) Lukes (1973), 邦訳 79 頁
- 3) 仲正 (2010) 3-4項
- 4) 池上惇(1991) 91, 164項, および後藤(2009) 24項参照。
- 5) Nelson, J. (1996)参照。
- 6) センは IAFFE (フェミニズム経済学国際学会) の設立メンバーの一人であり、ジャーナルの編集にも加わっている。2002 年にはそのジャーナルにおいてセンの特集号も組まれた。
- 7) Sen, A. (1982) 邦訳 130 頁。
- 8) Nussbaum (2000), 邦訳第2章参照。

- 9) S. チャルシーラは現在、ワシントン大学ボセル校の准教授。
- 10) チャルシーラはこの語を、自由が欠如した条件のもとでもなされうる選択が、「表出された意思決定 や結果が有効な選択と見做されうる」ことを示すために用いている。Charusheela (2001)、邦訳注 12) 参照。
- 11) Charusheela (2001). 邦訳 182 項
- 12) 同上. 邦訳 184-185 項
- 13) 同上, 邦訳 186 項
- 14) 同上. 邦訳 187 項
- 15) チャルシーラは、自らの批判の論点において、センとヌスバウムのケイパビリティアプローチには特 段の差異はないものとして扱っている。しかし後で述べるように、彼女の批判の根拠とする幾つかの指 摘は、センの枠組みにおいてあてはまるか疑問である。ここではまず、チャルシーラの批判と関連する ヌスバウムの議論をまず取り上げるに留めておく。
- 16) ヌスバウムは「適応的選好」のすべてを批判しているわけではない。彼女が問題として念頭においているのは、差別や抑圧によって自由を奪われながら、自らの権利が侵害されているとの理解をもたないほど惨めな、ひどい環境への適応を余儀なくされる場合についてである。Nussbaum (2000), 邦訳 164-165 項参照。
- 17) Nussbaum (2000). 邦訳 178 項
- 18) Nussbaum (2000), 邦訳 135 項
- 19) 同上. 邦訳 137 項
- 20) 同上, 邦訳 151 項
- 21) 同上, 邦訳 178-179 項
- 22) Sen (1993), 中山 (2008) 参照
- 23) 中山 (2008), 67-69 項
- 24) Nussbaum (2000), 邦訳第2章参照。
- 25) Nussbaum (2000), 邦訳 187 項
- 26) 例えばコーネルによる批判に関して、中山 (2010) 参照
- 27) 後藤 (2009) 参照。
- 28) 後藤 (2002) 47-48 項参照。
- 29) Sen (1999), Sen (2006)参照。
- 30) Sen (2006), 邦訳 144 項
- 31) Sen (1999). 邦訳 36 項

引用文献

Charusheela, S. (2001). "Women's choices and the ethnocentrism/relativism dilemma."

Postmodernism, economics and knowledge, Stephen Cullenberg, Jack Amariglio and David F. Ruccio. ed. Routledge, 2001 (本山央子訳「女性の選択と自文化中心主義/相対主義のジレンマ」、長原豊監訳『経済学と知:ポスト/モダン・合理性・フェミニズム・贈与』御茶の水書房、2007 年、所収)

Nelson, J. A. (1996). Feminism, objectivity and economics, London; New York: Routledge.

Nussbaum, M. C. (2000). Women and Human Development: The Capabilities Approach, Cambridge University Press. (池本幸生・田口さつき・坪井ひろみ訳『女性と人間開発―潜在能力アプローチ』岩波書店, 2005)

Sen, A. K. (1982). *Choice, welfare and measurement*, Oxford: B. Blackwell (大庭健, 川本隆史 (抄訳) 『合理 的な愚か者: 経済学 = 倫理学的探究』 勁草書房. 1989 年).

立命館言語文化研究23巻4号

- (1993). "Positional Objectivity." Philosophy and Public Affairs, 22(2): 126-45
- ---- (1999). Reason before Identity, The Romanes Lecture for 1998, Oxford University Press (細見和志訳『アイデンティティに先行する理性』関西学院大学出版会, 2003 年).
- ---- (2006). *Identity and Violence: The Illusion of Destiny*, New York: W. W. Norton (大門毅監訳, 東郷えりか訳『アイデンティティと暴力——運命は幻想である』勁草書房, 2011年)

池上惇(1991). 『経済学:理論・歴史・政策』青木書店.

久場嬉子 (2002). 「ジェンダーと「経済学批判」―フェミニスト経済学の展開と革新」久場嬉子編『経済学とジェンダー』明石書店.

後藤玲子 (2002). 『正義の経済哲学:ロールズとセン』 東洋経済新報社.

- (2009). 「セン経済学と近代経済学との近くて遠い距離」『社会システム研究』18, 19-34 項.
- 中山尚子 (2008). 「M. ヌスバウム『女性と人間開発』に見る女性のポジショナリティの視点――A. セン「ポジショナルな客観性」概念を手がかりに」仲正昌樹編『社会理論における「理論」と「現実」』御茶の水書房. 55-87 項.
- ----- (2010). 「リベラルな普遍主義? ----- ヌスバウム流リベラル・フェミニズムへの問い」仲正昌樹編 『自由と自律』御茶の水書房. 103-133 項.

仲正昌樹 (2010)「自由と自律」仲正昌樹編『自由と自律』 御茶の水書房, 3-22 項.